

大里広域市町村圏組合介護保険課  
許認可等の標準処理期間一覧

令和6年4月1日

No.	法令名	根拠条項	許認可等の種類	標準処理期間
1	介護保険法	第27条、第28条、第29条	要介護認定、要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定	30日
3	介護保険法	第32条、第33条、第33条の2	要支援認定、要支援認定の更新、要支援状態区分の変更の認定	30日
5	介護保険法	第78条の2	地域密着型サービス事業者の指定（更新を含む）	14日
6	介護保険法	第79条	居宅介護支援事業者の指定（更新を含む）	14日
7	介護保険法	第115条の45の5	介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定（更新を含む）	14日

※以下の事項は標準処理期間に算入されません。ご注意ください。

1. 申請を補正するために要する期間
2. 行政庁又は経由期間の業務が行われない組合の休日
3. 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
4. 審査のために必要なデータを追加するための期間